

19道県の2700人確認

旧優生保護法下の不妊手術

「不良な子孫の出生防止」を目的に1996年まで存在した旧優生保護法を巡り、知的障害などを理由に不妊手術を受けたとみられる個人名が記された資料が、19道県に約2700人分現存していることが25日、共同通信の調査で確認された。不妊手術を受けたとされる約2万5千人の1割にとどまるが、当事者の「被害」の裏付けとなる可能性がある。国は個人資料の保存状況を把握しておらず、実態調査など今後の対応が問われる。

「被害」裏付けか、強制も

30日には、旧法下で不妊60代女性が国に損害賠償を手術を強いられた宮城県の160代女性が国に損害賠償を請求する初の訴訟を起す。

2月2日には仙台弁護士会が電話相談窓口を設置。札幌、東京、大阪、福岡の弁護士会にも窓口開設を呼び掛けており、資料開示や謝罪の動きが広がっている。

道県	人数		非公表	成人	未成年	非公表	同意なし	あり	不明
	男	女							
北海道	841	657	0	698	143	0	841	0	0
青森県	184	535	4	407	448	4	16	0	843
岩手県	3	0	0	0	0	0	3	0	0
宮城県	5	4	1	4	1	0	5	0	0
秋田県	6	0	0	0	0	0	6	0	0
山形県	358	159	199	326	32	0	358	0	0
福島県	220	52	168	137	83	0	220	0	0
茨城県	80	10	70	51	29	0	80	0	0
栃木県	12	0	12	9	3	0	12	0	0
群馬県	64	12	52	49	15	0	64	0	0
埼玉県	49	2	47	37	12	0	49	0	0
千葉県	7	0	7	7	0	0	7	0	0
東京都	21	5	16	16	5	0	21	0	0
神奈川県	20	1	18	14	5	0	20	0	0
新潟県	2	2	0	2	0	0	2	0	0
富山県	31	7	24	25	5	1	31	0	0
石川県	72	9	63	51	21	0	72	0	0
福井県	6	2	4	6	0	0	6	0	0
山梨県	51	11	40	42	9	0	47	4	0
合計	2707	780	1916	1881	811	15	1858	6	843

※年齢層別の「非公表」のうち、広島は1人は不明

旧優生保護法 「不良な子孫の出生を防止する」との優生思想に基づき1948年に施行された。ナチス・ドイツの「断種法」の考えを取り入れた国民優生法が前身。知的障害や精神疾患、遺伝性とした疾患などを理由に不妊手術や人工妊娠中絶を認められた。医師が必要と判断すれば、本人の同意がなくても都道府県の「優生保護審査会」の決定で不妊手術を行うことが可能で、53年の国の通知は身体拘束や麻酔使用、だました上での手術も容認していた。96年、障害者差別や強制不妊手術に関する条文を削除し、母体保護法に改定された。同様の法律により不妊手術が行われたスウェーデンやドイツでは、国が被害者に正式に謝罪し補償を行っている。

既に廃棄されたものが多いとみられ、識者は「当時の実態解明が困難になり、被害者への謝罪や賠償も難しくなる」と指摘している。48年施行の旧法は知的障害や精神疾患の男女らへの強制も含めた不妊手術を容認。日弁連によると、国の優生保護統計報告などから、障害などを理由に手術を受けたのは約2万5千人で、うち約1万6500人は本人の同意を得ずに行われた。今回の調査は昨年12月以降、全都道府県（担当部署と公文書館）に不妊手術に関する資料の有無を文書などで聞き、回答をまとめた。

不妊手術を受けたとみられる人の氏名などが記された資料は、北海道など19道県に2707人分あった。内容は優生保護審査会の資料や手術費・入院費の支出書など。本人同意がないとみられるのは1858人で、同意は6人、不明は843人。性別は男性780人、女性1916人、非公表11人だった。年齢別では成人1881人、未成年811人、非公表15人（うち1人は年齢層不明）。非公表の理由は「個人が特定される恐れがある」としている。

資料がない理由は「保存期間を経過したため廃棄」（茨城、山梨など）が目立つ。内閣府によると、行政文書は、都道府県が公文書管理法に従い条例や規則で保存期間を規定。期限超過分は歴史的価値などを考慮し、永年保存か廃棄かを都道府県が決めるという。